



移行支援シート 作成の手引

平成21年3月

鹿児島県教育委員会

移行支援シート作成の手引

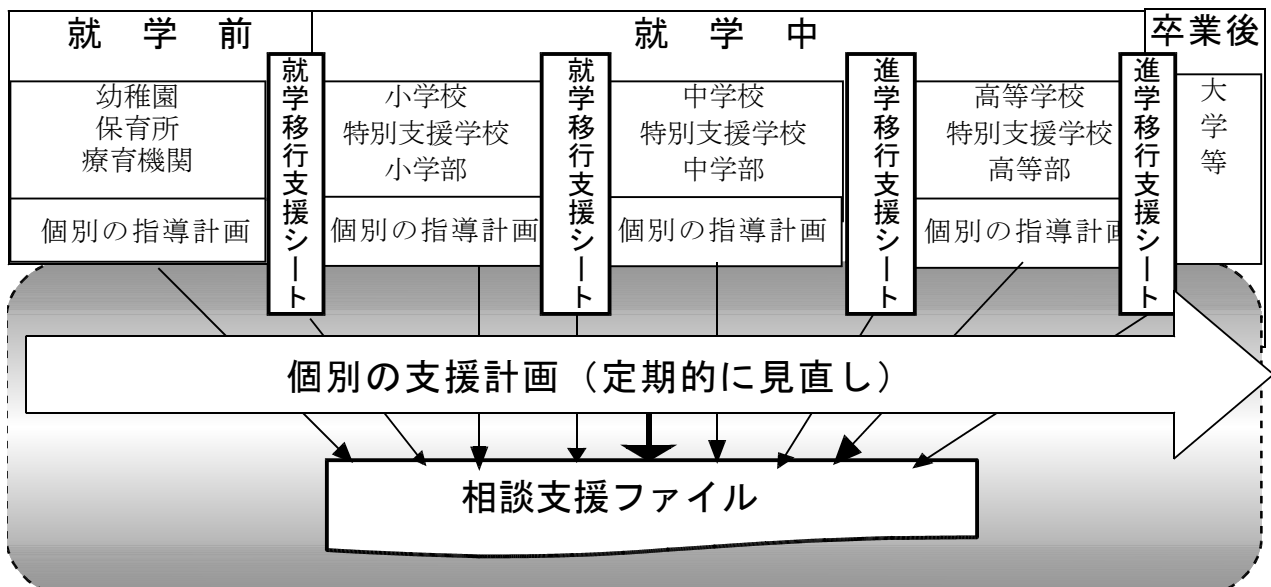
目 次

1	移行支援シート作成・活用の基本的な考え方	1
2	移行支援シートの様式及び記入のポイント	2
3	移行支援シートの活用例	5
4	移行支援シートの作成・活用に関するQ & A	6
5	就学についての教育相談に関するQ & A	7
6	記入例	
(1)	幼稚園・保育所等から小学校（通常の学級）へ就学する例	1 2
(2)	幼稚園・保育所等から特別支援学校（小学部）へ就学する例	1 3
(3)	小学校（通常の学級）から中学校（通常の学級）へ就学する例	1 4
(4)	小学校（特別支援学級）から中学校（特別支援学級）へ就学する例	1 5
(5)	中学校（通常の学級）から高等学校へ進学する例	1 6
(6)	中学校（特別支援学級）から特別支援学校（高等部）へ進学する例	1 7
(7)	高等学校から大学へ進学する例	1 8

1 移行支援シート作成・活用の基本的な考え方

「移行支援シート」とは

- 1 就学前，就学中，卒業後などの各ライフステージにおいて，子どもの相談・支援にかかわる教育，福祉，保健，医療，労働機関などそれぞれの相談内容や支援内容を記したものをシート化し，ファイリングしたものが「相談支援ファイル（仮称）」です。
- 2 相談支援ファイルには，各ライフステージごとの支援機関における相談・支援の具体的な内容，例えば，園や学校で，年度ごとに作成される個別の指導計画や個別の教育支援計画などがファイリングされますので，かなりの情報量になることが予想されます。
- 3 就学等に当たって，子どもの情報をコンパクトにまとめ，焦点化して就学前の支援機関から就学後の支援機関へ引継ぎ，早期に受入等の準備を進めるために活用するものとして，「移行支援シート」があります。
- 4 「移行支援シート」を活用することによって，以下のことが可能になります。
 - (1) 子どもにとって，何を情報として引き継ぐことが有効であるかを，整理することができる。
 - (2) 移行先の生活や環境（日課や授業の進め方，友達との関係づくり，休み時間の過ごし方など）と，これまでの生活等との違いを明確にし，一人一人に必要な配慮や支援を引き継ぐことができる。
 - (3) 子どもや保護者が安心して就学・進学できるような状況をつくっていくことができるとともに，支援する側も移行期の戸惑いや不安を軽減することができる。



2 移行支援シートの様式及び記入のポイント

ここでは、幼稚園から小学校に就学する子どもの様式に基づいて説明します。中学校・高等学校への就学・進学など他の移行期における作成に際しても参考にしてください。

1 現在行っている主な支援の内容 〈幼稚園・保育所等 → 小学校・特別支援学校(小学部)〉

※ 各項目について、子どもの発達の様子や支援の状態から支援度（支援の必要度）を3段階で評価します。○ページの資料（実際にはシートの裏面になる）に示した各項目の観点を参考に記入してください。

(1) 資料の観点例を参考に各項目について、支援度を記入してください。

◎：配慮・支援の必要はない。

○：何らかの配慮・支援があればできる。

△：多くの配慮・支援を要する。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

項 目		支援度	主に幼稚園・保育所等で行ってきた配慮・支援
健康・ 身体機能	① 健康面に関する配慮	◎	※ ○又は△の項目については、これまで行ってきた主な配慮や支援の内容を具体的に記述します。その際、できるだけ「○○できない」状態の記入ではなく「○○することによってできる」という立場で子どもの様子をとらえ、情報を伝えていくようにしましょう。
	② 見え	◎	
	③ 聞こえ	◎	
	④ 姿勢保持	◎	
	⑤ 移動	◎	
	⑥ 手指の動き	◎	
	⑦ その他（ ）		
身辺 処理・ 生活	① 食事	○	① 偏食の傾向があり、食べることに集中できないところがあるが、教師が近くに座り、言葉掛けすると落ち着いて食事に臨むことができ、苦手なものも少しずつ食べようとする。 ⑥ 一日の流れや活動内容を絵カードで示し、説明することで、活動の切り替えがスムーズにできる。
	② 排せつ	◎	
	③ 衣服の着脱	○	
	④ 片付け	◎	
	⑤ 用具の使用・活用	○	
	⑥ その他（スケジュールの理解や変更）	○	
社会 性・ 行動	① 指示や話の内容理解	○	③⑦ 絵カードなどで視覚的に相手の気持ちを伝えると理解しやすい。また、教師が「お友達はどんな気持ちかな？」と言葉かけすることで、自分で考えられるようになってきている。 ※ 最初に、関連する項目の番号を表記し、その後具体的な配慮や支援の内容を記入します。「その他」の欄は、裏面の資料を参考に（ ）に項目を記入してください。
	② 意思の伝達	○	
	③ 人とのかかわり	○	
	④ 遊び	○	
	⑤ 集団行動	○	
	⑥ 決まりの理解や遂行	○	
	⑦ 感情のコントロール	○	
	⑧ 危険回避・危険予知	○	
	⑨ その他（ ）		
学 習 へ の 準 備	① 理解（上下・前後・左右など）	○	④ 書くことへの興味も出てきている。「名前はどうかっけ？」と教師に求めてくるので、「縦」「横」など言葉掛けしながら教師が手を添えて書くようにしている。
	② 文字への興味・関心	○	
	③ 平仮名（自分の名前程度）の読み	◎	
	④ 平仮名（自分の名前程度）の書き	△	
	⑤ 数えることへの興味・関心	○	
	⑥ 描くことへの興味・関心	◎	
	⑦ その他（ ）		

項 目		主に幼稚園・保育所等で行ってきた配慮・支援
興味・関心等	得意なこと 好きな遊び	① 粘土や砂場遊びなどイメージを形にすること ② 手伝いや当番活動
	苦手なこと 嫌いな活動	① 鉄棒やプール ② 集中して取り組むこと

※ 子どもの生活全般をみて「得意なこと、好きな遊び」「苦手なこと、嫌いな活動」などを書きます。そのことが、就学後の支援の大きな手掛かりになります。

2 就学先の学校へ

(1) 就学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項

※ これまで大事にしてきた指導内容・方法の工夫（環境や働き掛けの工夫、支援のこつ、情緒的に不安定になったときの対応など）、これまでの指導で伸びてきたこと、これからも伸ばしてほしいこと、そのための手だてや配慮事項など

- ・ 登園時に、一日の流れや活動内容などを絵カードで具体的に伝えたり、片付けの時間などを事前に伝えたりすることで、活動の切り替えがスムーズに行く。
- ・ イライラして席に着けなかったり、声を出したりなど情緒的に不安定なときは、静かな場所に移動し、落ち着いて話を聞くようにした。本人の思いをしっかりと受け止め、「〇〇が嫌だったんだね」と肯定的な言葉で話すように配慮すると教師の話も聞き入れやすい。

※ 就学後の生活を想定して、特に必要になる支援・継続してほしい内容などをまとめます。「1 現在行っている主な支援の内容」の中で述べたことを更に具体的に伝えたり、補足したりすることもあります。

(2) 就学後の学校生活に関する要望・期待など（保護者記入欄）

- ・ 早く新しい先生や友達に慣れて、みんなと一緒にいろいろなことができるようになってほしい。

このシートの内容を就学先や関係する支援機関と共有することに同意します。

平成〇〇年 〇月 〇日

名前（保護者） 〇〇 〇〇

※ 移行支援シートを作成したり、シートを就学先に引継いだりするには、保護者の同意が必要です。また、実態に応じて本人の進路希望や将来の夢などを記入することも大切になります。（5ページ参照）

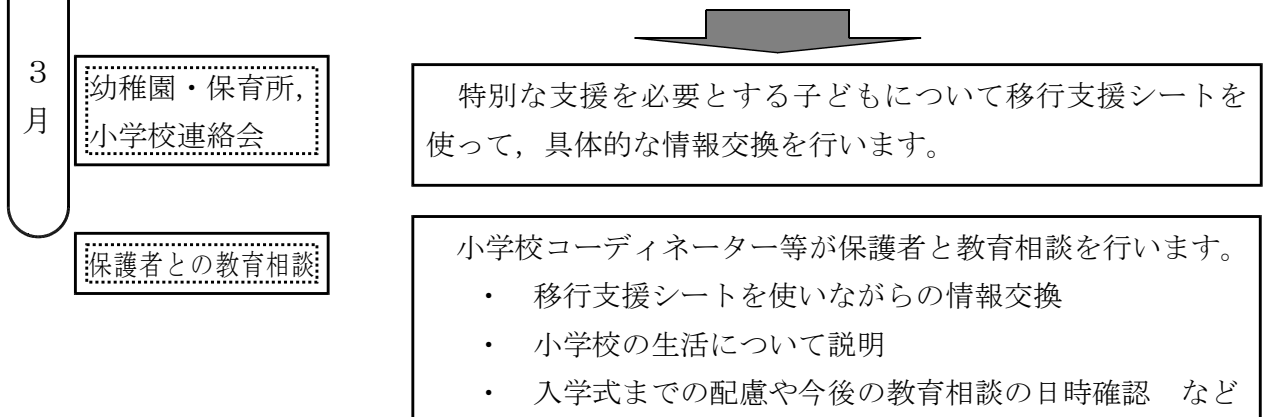
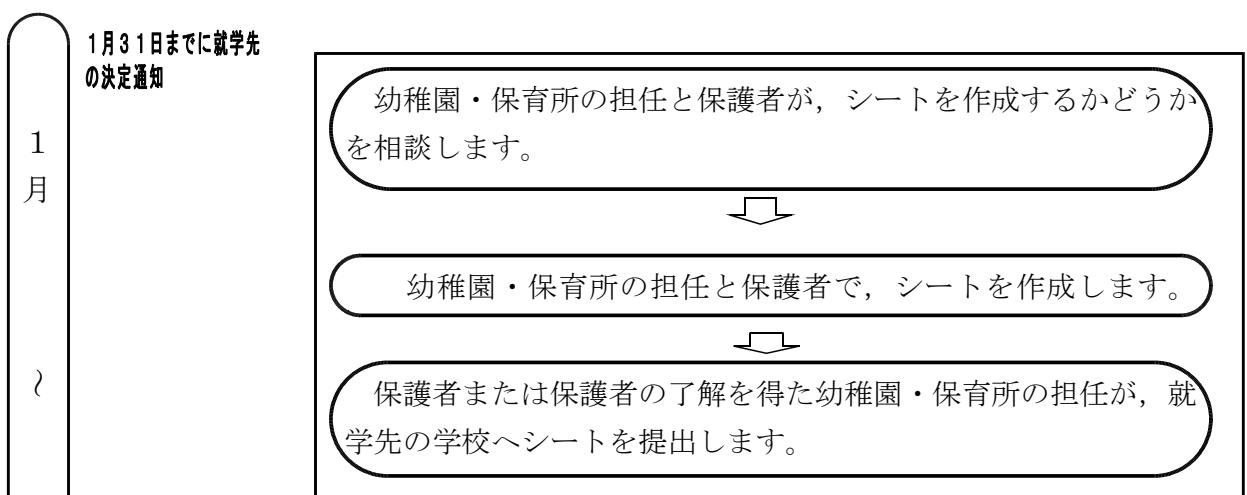
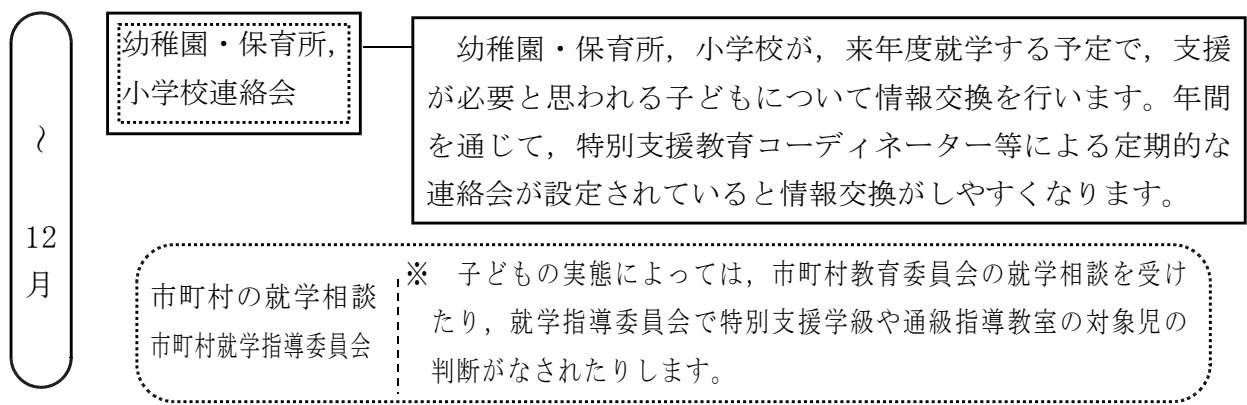
[資料] 各項目の観点例

※ シートの裏面に資料として示した「各項目の観点例」は、幼稚園・保育所段階、小学校段階など、発達段階に応じて少し異なる内容になっています。子どもの発達の状態をとらえる際の参考にしてください。

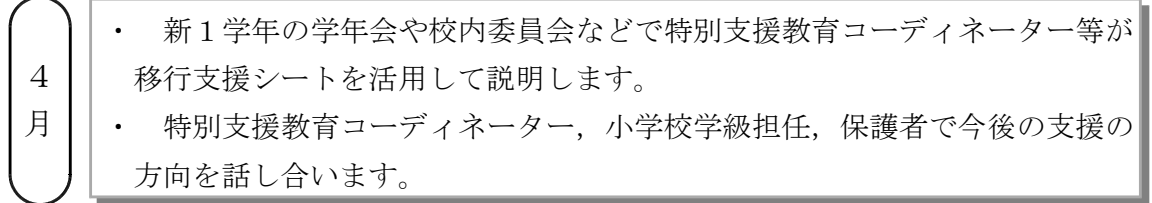
項目		各項目の観点例
健康・ 身体機能	① 健康面に関する配慮	睡眠、栄養、生活リズム、呼吸、体温、脈拍、てんかん
	② 見え	視力、視野、色覚、光覚、眼球運動、斜視
	③ 聞こえ	呼び掛けや音への反応、聴力、補聴器、人工内耳
	④ 姿勢保持	首のすわり、寝返り、座位、立位、姿勢変換、変形
	⑤ 移動	歩行、車いす、歩行器、杖使用、階段
	⑥ 手指の動き	指の開閉、つかむ、持つ、操作する、巧緻性 ^ち
	⑦ その他	清潔、衣服の調節 など
身辺処理・ 生活	① 食事	好き嫌い、はし等の使用、そしゃく、えん下、食事の形態
	② 排せつ	排便、排尿、導尿、排便後の処理、手洗い
	③ 衣服の着脱	着る、脱ぐ、ハンガーの使用、くつの脱ぎ・履き
	④ 片付け	用具の整理、衣服の整理
	⑤ 用具の使用・活用	はさみやのり、筆記用具、諸器具
	⑥ その他	あいさつ、自然へのかかわり、スケジュールの理解や変更 など
社会性・ 行動	① 指示や話の内容理解	指示の理解・遂行、イメージの共有
	② 意思の伝達	言葉、視線、指さし、身振り、サイン、絵・文字カード
	③ 人とのかかわり	視線の共有、家族とのかかわり、教師や友達とのかかわり
	④ 遊び	遊びの様子（一人遊び、平行遊びなど）、遊びのルール
	⑤ 集団行動	集団行動への参加
	⑥ 決まりの理解や遂行	順番、幼稚園・保育所の決まり、公共施設の利用
	⑦ 感情のコントロール	多動性、衝動性、パニック
	⑧ 危険回避・危険予知	交通ルールの遵守、危険な場所への立入、火気や刃物の使用、異食
	⑨ その他	こだわりの有無 など
学習への 準備	① 理解（上下・前後・左右など）	自他の物の区別、上下・前後・左右の理解
	② 文字への興味・関心	文字を使った遊び、絵本への親しみ、マーク、記号
	③ 平仮名（自分の名前程度）の読み	自分の名前程度のいくつかの平仮名の読み
	④ 平仮名（自分の名前程度）の書き	自分の名前程度のいくつかの平仮名の書き
	⑤ 数えることへの興味・関心	具体物を数える、数字の拾い読み、数唱
	⑥ 描くことへの興味・関心	形の模写、車・人・家など簡単な物の描写、色彩
	⑦ その他	歌う、リズム打ち など

3 移行支援シートの活用例

ここでは、特別な支援を必要とする子どもが、幼稚園・保育所段階から小学校へ就学したいと考えている場合についての活用例を示します。あくまでも例ですので、各学校（園）の実情に応じて、引継ぎの方法等を工夫することが大切です。



新年度 担任や学校の組織の決定後



4 移行支援シートの作成・活用に関するQ & A

Q 1 : どのような子どもを対象に作成されるのですか。

移行支援シートは、在籍園・学校で行われていた「特別な教育的支援や配慮」などに関する情報を、就学・進学先の学校に提供し、必要な支援や配慮を引き継いでいくために作成されます。したがって、就学・進学するに当たって、支援や配慮の引継ぎを行う必要がある子どもはすべて対象となります。作成・活用に当たっては、保護者の同意を得る必要があります。

なお、学校卒業後、就労するときには作成・活用する就労移行支援シートについても、現在検討中です。

Q 2 : 誰がいつごろ作成するのですか。

子どもたちの教育に当たっている幼稚園、保育所、学校などの担任が保護者とともに作成することになります。就学・進学への移行を支援するためのシートですので、入学の前までには、保護者（又は在籍園・学校等）から移行先の学校に届け、引継ぎが十分行われるように準備することが必要となります。

Q 3 : 就学・進学先の学校でどのように活用されるのですか。

就学・進学先の学校では、シートに記入されている支援や配慮の内容を参考にしながら、早期に、これまで在籍していた園や学校の担任、療育施設の担当者、地域の保健師などの関係者とのケース会や保護者との教育相談を実施します。また、支援や配慮の内容については、就学・進学後、校内委員会等で共通理解されるとともに、個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などにも反映されます。

Q 4 : 在籍園・学校等で作成している個別の指導計画や教育支援計画との関係はどうなりますか。

移行支援シートは、個別の指導計画や個別の教育支援計画を基に、必要な情報をコンパクトにまとめて、早期に就学・進学先に引継いでいくことで、子どもが安心して就学・進学できるようにするためのものです。移行支援シートによる引継ぎと同時又はその後に、就学・進学先に個別の指導計画や個別の教育支援計画を引継ぐことにより、より詳細な実態や指導や支援の記録などを就学・進学先に情報提供していくことはたいへん重要です。その際、個人情報扱いについては、十分な配慮が必要となりますので、就学・進学先に情報提供する場合については、保護者と十分に話し合い、その同意を得るようにしてください。

5 就学についての教育相談に関するQ & A

Q 1 : 子どもの就学に関する相談はどこで行われているのでしょうか。

就学についての相談は、お住まいの市町村教育委員会で実施しています。各市町村教育委員会では、9月ごろから「就学相談会」を開きます。幼稚園の年中，年少クラスであっても相談を受けることができる教育委員会もありますので確認してください。就学相談では，教育学，医学，心理学そのほかの専門的な知識や経験がある相談員が相談に当たっています。

また，お近くに特別支援学級や通級指導教室を設置している小学校や特別支援学校，鹿児島県総合教育センターなどで就学に関する相談を受けることができます。詳しくは，9ページの「相談機関一覧」を参考にしてください。

Q 2 : 子どもの実態把握をする際には，どのような点に気を付ければ良いのでしょうか。

特別な教育的支援を必要とする子どもについては，一人一人の障害の状態に応じた教育を行うことが必要です。

そのためには，子どもの日常生活全体を通しての行動や様子，発達状況，特性など様々な視点から実態をとらえると同時に，学校・園を始め，福祉，医療，保健などのいろいろな立場の方から適切な情報を得ることが大切になります。関係する方々と話し合ったり，相談したりしながら，子どもに必要なことを整理していくことが，実態をとらえる上で大切になります。

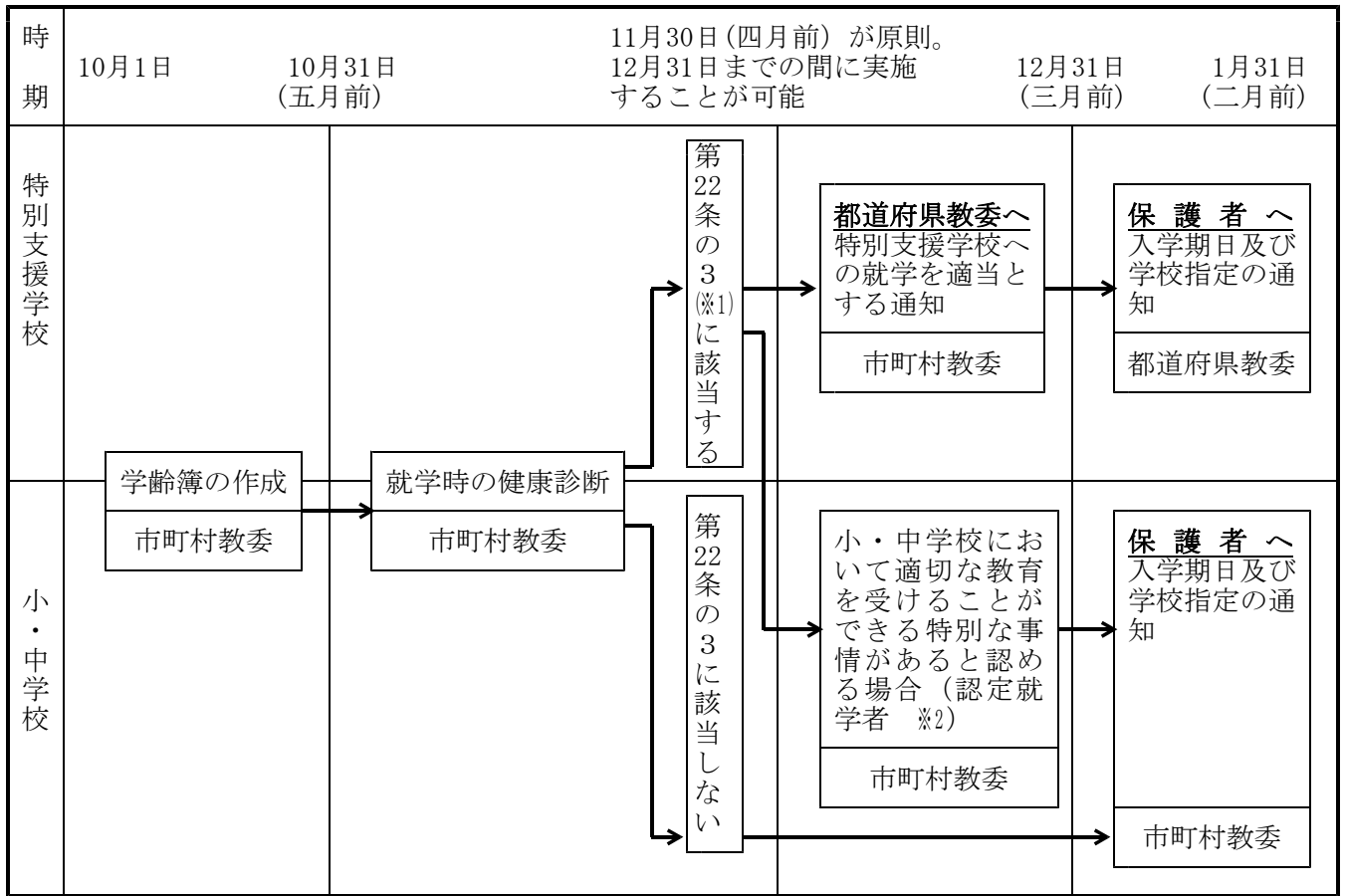
Q 3 : 入学の決定までの手続きはどのようになっていますか。

お住まいの市町村教育委員会で，市町村内に住む学齢児童の学齢簿が，10月31日までに作成されます。学齢簿が作成された後，11月30日までに，就学前の健康診断が実施されますので，それを受けてください。（12月までに実施することが可能。）

そして，個別相談が必要な子どもについては，教育委員会が就学相談会等を実施し，そこでの情報等を基に，教育学，医学，心理学などの専門的な知識のある委員で構成される就学指導委員会を開催し，一人一人のニーズに応じることができる就学先について審議します。

教育委員会は，就学指導委員会の意見や保護者の意見などを踏まえ，最終的には就学先を決定し，1月31日までに就学先の学校の入学期日等の通知を保護者に届けます。（8ページ参照）

＜ 就学手続きの流れ ＞



保護者，専門家の意見を聴き（就学指導委員会等），それを踏まえ，適切な就学先が決定される。

※1 「学校教育法施行令第22条の3」において，視覚障害，聴覚障害などの障害の種別ごとに，特別支援学校に就学させるべき障害の程度（就学基準）を規定している。

※2 市町村の教育委員会が，児童生徒の障害の程度のみならず，児童生徒の就学環境に係る諸事情（スロープ等の整備，学習用機器の整備など）を総合的に考慮し，就学基準に該当する程度の障害のある児童生徒のうち，小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者

相 談 機 関 一 覧

児童総合相談センター（発達障害者支援センター）			
鹿児島県児童総合相談センター		鹿児島市桜ヶ丘 6-12	099-264-3003
鹿児島県発達障害者支援センター		（児童総合相談センター内）	099-264-3720
相 談 所			
鹿児島県大隅児童相談所		鹿屋市打馬 2-16-6	0994-43-7011
鹿児島県大島児童相談所		奄美市名瀬小俣町 20-2	0997-53-6070
県教育委員会			
義務教育課特別支援教育係		鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-5296
県総合教育センター			
特別支援教育研修課		鹿児島市宮之浦町 862	099-294-2820
特別支援学校			
視覚障害	鹿児島盲学校	鹿児島市下伊敷 1-52-27	099-220-0441
聴覚障害	鹿児島聾学校	鹿児島市草牟田 2-53-54	099-226-1815
知的障害	武岡台養護学校	鹿児島市小野町 2760	099-282-0440
	南薩養護学校	南さつま市金峰町尾下 326	0993-77-0100
	串木野養護学校	いちき串木野市下名 1041	0996-32-4105
肢体不自由	牧之原養護学校	霧島市福山町福山 6140-1	0995-56-2665
	鹿屋養護学校	鹿屋市大浦町 14000	0994-44-5109
	中種子養護学校	熊毛郡中種子町野間 6584-4	0997-27-2818
知肢併置	大島養護学校	大島郡龍郷町芦徳 1912-1	0997-62-3050
	出水養護学校	出水市文化町 966	0996-63-3400
肢体不自由	鹿児島養護学校	鹿児島市吉野町 2300	099-243-0114
	桜丘養護学校	鹿児島市桜ヶ丘 6-12	099-265-6642
	皆与志養護学校	鹿児島市皆与志町 1782-1	099-238-5078
病肢	加治木養護学校	始良郡加治木町木田 1784	0995-63-5729
知肢病	指宿養護学校	指宿市十二町 4193-2	0993-23-3211
市町村教育委員会			
鹿児島市教育委員会		鹿児島市山下町 6-1	099-227-1941
三島村教育委員会		鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141
十島村教育委員会		鹿児島市泉町 13-13	099-227-9771
指宿市教育委員会		指宿市十町 2424	0993-22-2111
枕崎市教育委員会		枕崎市中央町 184	0993-72-0170
南さつま市教育委員会		南さつま市加世田川畑 2627-1	0993-53-2111
南九州市教育委員会		南九州市川辺町平山 3234	0993-56-1111
日置市教育委員会		日置市伊集院町郡 1丁目 100	099-273-2111

市町村教育委員会		
いちき串木野市教育委員会	いちき串木野市湊町1丁目1番地	0996-21-5127
薩摩川内市教育委員会	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
さつま町教育委員会	薩摩郡さつま町船木302	0996-52-1230
阿久根市教育委員会	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
出水市教育委員会	出水市緑町1-3	0996-63-4079
長島町教育委員会	長島町指江787	0996-88-5525
伊佐市教育委員会	伊佐市大口里2845-2	0995-22-2619
霧島市教育委員会	霧島市隼人町内山田1-11-11	0995-42-1116
加治木町教育委員会	始良郡加治木町本町253	0995-62-2111
始良町教育委員会	始良郡始良町宮島町25	0995-66-3111
蒲生町教育委員会	始良郡蒲生町上久徳2399	0995-52-1211
湧水町教育委員会	始良郡湧水町中津川603	0995-75-2142
曾於市教育委員会	曾於市大隈町岩川5629	099-482-5957
志布志市教育委員会	志布志市志布志町志布志2-1-1	099-472-1111
大崎町教育委員会	曾於郡大崎町仮宿1029	099-476-1111
鹿屋市教育委員会	鹿屋市共栄町20-1	0994-31-1137
垂水市教育委員会	垂水市旭町61-2	0994-32-7213
東串良町教育委員会	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町教育委員会	肝属郡錦江町城元918	0994-22-0517
南大隅町教育委員会	肝属郡南大隈町根占川北226	0994-24-3111
肝付町教育委員会	肝属郡肝付町新富98	0994-65-8425
西之表市教育委員会	西之表市西之表7612	0997-22-1111
中種子町教育委員会	熊毛郡中種子町野間5186-2	0997-27-1111
南種子町教育委員会	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町教育委員会	熊毛郡屋久島町安房187-1	0997-43-5900
奄美市教育委員会	奄美市名瀬幸町19-21	0997-52-1111
大和村教育委員会	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111
宇検村教育委員会	大島郡宇検村湯湾2937-83	0997-67-2261
瀬戸内町教育委員会	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-0113
龍郷町教育委員会	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町教育委員会	大島郡喜界町湾1746	0997-65-1111
徳之島町教育委員会	大島郡徳之島町亀津2918	0997-82-1308
天城町教育委員会	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-5226
伊仙町教育委員会	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町教育委員会	大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111
知名町教育委員会	大島郡知名町知名307	0997-93-3111
与論町教育委員会	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-3111